

加美町の公共建築物における木材利用の促進に関する方針

平成 24 年 11 月 16 日策定

第 1 趣旨

「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成 22 年法律第 36 号）」（以下「法」という。）が施行され、町は公共建築物における木材の利用促進に向け、効果的な施策の推進に積極的な役割を果たすことが求められている。

この方針は、法第 9 条第 1 項の規定に基づき、宮城県が定めた「宮城県の公共建築物における木材利用の促進に関する方針（平成 23 年 10 月 7 日策定）」に即して、公共建築物における木材利用の推進に関する基本的事項、町が整備する公共建築物における木材利用の目標に関し必要な事項を定めるものである。

第 2 公共建築物における木材利用の推進に関する基本的事項

1 木材利用を推進する公共建築物

「公共建築物」とは、法第 2 条第 1 項各号及び法施行令（平成 22 年政令第 203 号）第 1 条各号に掲げる建築物であり、具体的には、広く町民一般の利用に供される学校、社会福祉施設（老人ホーム、保育所、福祉ホーム等）、病院・診療所、運動施設（体育館、水泳場等）、社会教育施設（図書館、公民館等）、公営住宅、庁舎、職員宿舎、公共交通機関の旅客施設等の建築物が含まれる。

2 町が整備する公共建築物における木材利用の推進

(1) 施設の木造・木質化の推進

町が行う公共建築物の整備に当たっては、関係法令、構造、設置場所、コスト等の制約を受けるものを除き、別表に掲げる木造・木質化基準に基づき積極的に木造・木質化を推進する。

なお、木材利用を推進する公共建築物のうち木造・木質化基準に記載のないものについては、これに準じた取扱いとする。

(2) 木質バイオマス利用の推進

町は、公共建築物に暖房器具やボイラーを設置する場合は、木質バイオマスを燃料とするものの導入に努める。

(3) 地元産材利用の推進

木造・木質化にあたっては、地元産材の利用を可能な限り推進し、構造耐力上主要な部分に用いる製材及び丸太の規格は、原則として、「優良みやぎ材」、JAS の規格に適合するもの等を利用する。

なお、木材利用の観点から、公共建築物において使用される机、いす、書棚等の備品

及び紙類、文具等の消耗品については、木材をその原材料として使用したものの利用促進を図る。

また、物品等を購入する場合には、県産間伐材製品等の利用を推進するよう努める。

(4) 公共土木工事等における木材利用の推進

町は、公共性の高い施設を整備する際は建築物のみならず、公共土木工事等においても景観に配慮し、木材の利用推進に努める。

3 町以外の者が整備する公共建築物における木材利用の促進

町以外の者が整備する公共建築物においても積極的に木材が利用されるよう、整備主体に対し、木材利用の促進を広く呼びかけ、その理解と協力を得るよう留意する。

4 町民の理解の醸成

公共建築物は、広く町民の利用の供されるものであり、見る、触れるなどにより木材の良さを実感する機会を幅広く提供することが可能である。公共建築物において木材利用を促進し、その取組を情報発信することにより、木材の特性や木材利用の意義について町民の理解の醸成を図るよう努める。

第3 町が整備する公共建築物における木材利用の目標

町は、その整備する公共建築物のうち、木造・木質化基準に該当する低層の公共建築物について、原則として木造化を図る。また、エントランスホール、窓口等、町民の目に触れることが多いと考えられる箇所のうち内装の木質化が適切と判断される部分については、内装の木質化を推進する。

さらに、町が整備する公共建築物について、木材を原材料として使用した備品及び消耗品の利用を促進するほか、暖房器具やボイラーを設置する場合は、木質バイオマス燃料の活用に努める。

第4 その他

1 県推奨材等の積極的な活用

町は、公共建築物を整備する者だけでなく、森林所有者、素材生産者、製材業者、その他の関係者や木材利用の推進に努める設計者等と連携し、県推奨材利用のワンストップ窓口である「みやぎ材利用センター」を活用して県産材の利用拡大に努める。

また、物品等の調達にあたっては、合法性の証明された県産材製品及び間伐材製品等を優先して調達する。

2 公共建築物の整備等におけるコスト面の検討

木材を利用するに当たっては、一般に流通している木材を使用する等の設計上の工夫や

効率的な木材調達等によって、建設コストの縮減を図る。

また、公共建築物の整備の際には、建築物や備品について計画・設計段階から建設コストだけでなく、維持管理や解体・廃棄までのライフサイクルコストを十分検討し、利用者のニーズや木材による付加価値等を含めて総合的に判断して木材の利用に努める。

3 東日本大震災からの復興に向けて

県内の多くの建築物や産業に甚大な被害を与えた東日本大震災からの復興へ向けて、林業・木材産業に携わる者と連携し、木材の適切な供給確保に努め、公共建築物の復旧・復興に当たっては、この方針に基づき木造・木質化を推進するよう努める。

付則

この方針は、平成24年11月16日より適用する。

町が整備する公共建築物の木造・木質化基準

建築物の用途	対象施設	建築物の規模（1棟当たり延べ床面積）			木質化する主要部位
		1,000m ² 以下	1,000m ² 超～3,000m ² 以下	3,000m ² 超	
庁舎（研修所等を含む）	庁舎、管理事務所、車庫等	3階建て以下のもは原則、木造とする		3階建て以下で設計上の工夫により可能な場合は、木造とする	居室（会議室等）、廊下、ロビーの壁面
学校、運動施設等	各種町立学校（幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校等）	2階建て以下のもは原則、木造とする	2階建て以下のもは原則、木造（2,000m ² 以上のものは準耐火建物）とする	2階建て以下で設計上の工夫により可能な場合は、木造とする	居室（各種教室、保健室、応接室等）、玄関、廊下の壁面及び床
	体育館、水泳場、スポーツ練習場等	2階建て以下のもは原則、木造とする	2階建て以下のもは原則、木造（2,000m ² 以上のものは準耐火建物）とする		床、壁面、各付帯設備（更衣室、トイレ等）の壁面
社会教育・文化施設	図書館、美術館、博物館等	2階建て以下のもは原則、木造とする	2階建て以下のもは原則、木造（2,000m ² 以上のものは準耐火建物）とする	2階建て以下で設計上の工夫により可能な場合は、木造とする	居室（各種展示室、会議室等）、廊下、ロビーの壁面

地域振興施設等	公会堂、集会所等	2階建て以下で客席が200m ² 未満のものは原則、木造とする	2階建て以下で客席が200m ² 未満のものは原則、木造(2,000m ² 以上のものは準耐火建物)とする		居室、玄関、廊下の壁面、床
社会福祉施設等	老人ホーム、保育所、福祉ホーム等	2階建て以下で、法令の範囲内で可能なものは原則、木造とする			居室(入居者室、食堂、集会室等共用部分)の壁面、床
宿泊施設	体験交流施設、観光施設等	2階建て以下のものは原則、木造(2階部分が300m ² 以上のものは準耐火建物)とする			居室、通路の壁面、床
住宅	町営住宅等	3階建て以下のものは原則木造(3階建てのもの及び2階建てで2階の部分面積が300m ² 以上のものは準耐火建築物)とし、建て方は、設計上の工夫により可能な場合を除き、原則として戸建て又は長屋建てとする	2階建て以下で設計上の工夫により可能な場合は、木造(2階部分が300m ² 以上のものは準耐火建築物)とする		主たる居室、玄関、廊下の壁面、床
その他の施設	展示場、飲食店、観光施設(宿泊施設を伴わないものに限る)	2階建て以下のものは原則、木造(2階部分が500m ² 以上のものは準耐火建築物)とする			多数の町民が利用する共用部分の壁面、床
上記特殊建築物によらない施設	トイレ、休憩所、倉庫、畜舎等	2階建て以下のものは原則、木造とする			各付帯設備(更衣室、トイレ等)の壁面